

丸亀市立城東小学校改築基本構想

令和3年度

丸 亀 市

I 城東小学校の状況

1 所 在 丸亀市土器町西五丁目地内 (丸亀市土器町西五丁目 113)

2 敷地面積 14,667 m² (施設台帳より)

II 改築の条件

1 用途地域等の条件

都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	第一種住居地域 その他(法 22 条指定地域)
建ぺい率	60 %
容積率	200 %
防火・準防火	内 ・ 外
その他の指定	浸水想定区域・土砂災害警戒区域 浸水想定区域 内 ・ 外 (0.5m~3.0m未満の区域) 土砂災害警戒区域 内 ・ 外

III 基本構想

1 コンセプト

城下町にある小学校として、青ノ山や土器川など自然豊かで、光あふれる健やかな環境のなかで、豊かな感性を持ち、自ら考え行動できる子どもの育成にふさわしい空間づくり。そして、人とのふれあい、かかわりあいを核にした活力と信頼に満ちた学校づくり、そして次世代を担う子供たちの健康と安全を守って快適で学習環境の場を作ることを目指す。

2 基本方針

『子どもが中心となりひびき合う学校づくり』

(1) 多様な学習内容や少人数学習、学年全体や学年の枠を超えての活動、特別な支援を必要とする児童の学習・活動等様々な学習形態に対応するとともに、自ら学習に取り組み、思いや考えを自己表現できる学習環境を整備する。

(2) GIGAスクール構想に基づき教育 ICT を活用した学習活動の充実や自然環境等の校舎内外の様々なものや場所を活用し、学びに対しての関心・意欲や探求心を育むことのできる学習環境を整備する。また、児童活動、異文化理解を図る活動環境を整備する。

(3) お互いに理解し、思いやりの心をもって行動ができ、基本的生活習慣環境を整備する。そして道徳、人権教育を推進できる環境を整備する。

(4) 健やかな身体をもち、粘り強く学習意欲に取組み、児童の心と体の調和的な発達に配慮した学習環境を整備する。

『人のつながりを大切にする学校づくり』

- (1)児童と職員の協働による教育活動の創造、人とのふれあい、かかわりあいを核にした活動と信頼に満ちた学校づくり。
- (2)学校、家庭、地域社会の連携を深め、開かれた学校づくり。
- (3)災害時、地域住民が安心して活用できる地域の防災拠点となる施設を整備する。

『地球環境にやさしいエコスクールづくり』

- (1)自然の採光、空気の流れを入れ、身近に四季を身体で感じられる機器に頼らない快適性・安全性を確保した学校づくり。
- (2)環境に配慮するとともに、環境教育への意欲、活用を考慮した施設・設備を整備する。

IV 設計条件

1 校舎等

(1) 意匠・景観等

- ・近接する丸亀城、青ノ山、土器川の景観などに配慮・調和した形態とする。
- ・校内は快適な空間となるよう香川県産木材を用い、温かみのある雰囲気とする。

(2) 施設・設備等

- ・多様な学習形態に対応できるよう配慮する。
- ・児童・教職員が共有できる快適な交流・休憩・活動スペースを整備する。
- ・十分な収納・掲示・展示スペースを整備する。
- ・視覚的・体感的に楽しめる空間、個性的な「らしさ」のある空間ができるよう配慮する。
- ・耐久性のある施設・設備とする。
- ・日照、建物の圧迫感、音、臭気等について、近隣に配慮した施設とする。
- ・児童、職員、校庭開放利用者、来校者等が、それぞれの必要に応じて円滑に移動することが出来るよう配慮する。
- ・防犯安全性を保った上で、地域に開かれた学校とする。
- ・障がい者も含め、幼児から高齢者までの多様な人々の利用を考慮し、安全かつ円滑に使用できるよう配慮する。

(3)普通教室等

- ・明るく開放的な空間とする。
- ・香川県産木材の活用など、温かみのある雰囲気とする。
- ・適切な容量の収納・掲示スペースを確保する。
- ・同学年の教室配置が同一階となるよう配慮する。
- ・採光、通風等良好な環境を確保できるよう配慮する。

(4) 少人数学級

- ・学習活動に柔軟に対応できるような仕様とする。
- ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する。

(5) 特別支援学級

- ・対象児童の特性に配慮した施設・設備等とする。
- ・児童の個別指導やクールダウン等に使用するため、運用に配慮した、施設・設備とする。

(6) 理科室

- ・火気、薬品、ガス等の使用に対して、特に安全を配慮する。
- ・適切な実験台等の選定に配慮する。
- ・適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保する。
- ・準備室は危険性のある薬品の保管に配慮する。

(7) 音楽室

- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- ・室の形状・内装材等については、音響を考慮した計画とする。
- ・適切な容量の楽器収納スペースを確保する。
- ・楽器の移動に配慮した床・出入り口の形状や配置とする。

(8) 図工室

- ・適切な容量の作品の保存、鑑賞スペースを確保する。
- ・適切な容量の資材・工具の保管スペースを確保する。
- ・塗料・接着材の使用を考慮し、換気量を十分確保する。

(9) 家庭科室

- ・衛生に配慮した施設・設備とする。
- ・裁縫などの授業を配慮した施設・設備とする。
- ・適切な容量の調理器具の収納スペースを確保する。
- ・適切な調理台・作業台等の選定に配慮する。

(10) コンピューター室（※配置検討）

- ・調べ学習等の多様な学習形態に対応できるよう、図書室と連動して使用できるよう配置し、情報メディアスペースとしての充実を図る。
- ・将来の情報技術等の変化に対応できるよう、二重床等により、配線のための空間を確保する。

(11) 図書室

- ・香川県産木材の活用など、温かみのある雰囲気とする。
- ・調べ学習等の多様な学習形態に対応できるよう配置し、情報メディアスペースとしても充実を図る。
- ・児童が読書に興味・関心が持てるよう、書架スペース、読書スペース等に配慮する。
- ・図書の貸し出し等、運営に配慮した施設・設備とする。
- ・児童が利用しやすく、高学年、低学年の利用スペース等に配慮する。

(12) 多目的スペース

- ・学年ごとの活動等、多様な学習活動に対応できるスペースとなるよう配慮する。
- ・可動間仕切りを設ける等、様々な活動ができるよう配慮する。
- ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する。

(13) 教育相談室

- ・相談者のプライバシーに配慮する。
- ・保健室に隣接した配置とする。
- ・温かみのある雰囲気にする等、リラックスして相談できるよう配慮する。

(14) 校長室

- ・校長の執務スペース、応接スペースで構成する。
- ・重要書類等の各種資料の保管に配慮する。
- ・職員室に隣接した配置とする。

(15) 職員室

- ・校内各所や運動場へのアクセスがよい配置とする。
- ・正門や運動場への見通しがよい配置とする。
- ・教職員の応接スペース、打ち合わせスペース、休憩スペースを整備する。
- ・二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。
- ・書類等の各種資料の保管に配慮する。
- ・スクールカウンセラーや教育実習生等、教職員以外の使用にも配慮する。
- ・職員用更衣室は適正な大きさ、換気設備を配慮する。また、シャワー室を配置する。

(16) 主事室

- ・事務スペース、作業スペース、更衣スペースで構成する。

(17) 会議室

- ・情報機器の使用を考慮する。
- ・地域開放施設として施設・設備に配慮する。

(18) 放送室

- ・遮音対策を講じる。
- ・運動場が見渡せる位置に配慮する。

(19) 印刷室

- ・教職員の事務作業に効率のよい配置とする。
- ・機械設置スペース、作業スペース、用紙保管スペース等に配慮する。

(20) 保健室

- ・児童のけが、病気等の応急処置や休養に配慮した施設・設備等とする。
- ・静かで、日照、採光、通風等の良好な環境を確保できる位置に配慮する。
- ・教育相談室に隣接し、運動場に直接アクセスできる配置とする。
- ・職員室に近接、また、児童が立ち寄りやすい位置に配置する。
- ・救急車等の緊急車両で横付けできる配置とする。

- ・保健用ベット数は3台、収納式1台必要。
- ・トイレ、シャワー、汚物流し、シンクなどを配置し、外部にシャワー付の足洗い等を設置する。

(21) P T A室・地域開放室

- ・P T Aや外部関係者の利用を考慮した配置とする。

(22) 倉庫・教材室等

- ・収納する資料・物品に応じた配置を考慮する。

(23) 給食配膳室

- ・特に衛生に配慮した施設・設備とする。
- ・ドライ方式の施設・設備とする。
- ・十分な量の換気・通風を確保する。
- ・作業区分や調理員の動線に配慮した、施設設備等の構成・配置とする。

(24) 昇降口

- ・昇降口は明るく、開放的な空間とする。
- ・各教室からの動線を考慮する。
- ・特別支援学級、地域開放等の用途に応じた出入り口を整備する。

(25) トイレ

- ・児童数に応じた十分な数を確保し、機能的で快適な場所とする。
- ・原則、ドライ方式とする。外部または、校庭に面するトイレは、水洗いを考慮する。
- ・洋式便器を基本配置とする。
- ・室内照明、手洗い水洗は人感センサー方式とする。
- ・十分な換気量、通気性を確保し、覗き・いたずら・臭気に配慮する。
- ・保健室・特別支援学級教室の近くや校庭からの使用に応じて配置する。また、多目的トイレの配置も考慮する。
- ・児童用と来客・職員用等の差別化を図る。

(26) 廊下

- ・児童の交流、活動、休憩の場所として、ゆとりのある計画とする。
- ・行動特性や動線等に配慮した計画とし、特に動線が交差する場所や集まることが予想される場所は衝突等の事故が起こらないよう配慮する。

2 体育施設

(1) 体育館

- ・アリーナ面積は750m²程度とする。
- ・講堂や災害時の避難所として機能に配慮する。
- ・災害時の避難所となることや地域開放を考慮し、トイレ、シャワー設備、備蓄用倉庫を設置する。
- ・照明機器の落下、窓ガラスの破損等、運動時、避難時の安全性を確保する。
また、基本、天井仕上げはしない。

- ・ステージは常設とする。
- ・競技を考慮したスペース、天井高を確保する。
- ・適切な容量の収納スペースを確保する。
- ・近隣に配慮し、防音性を高める。

(2) 運動場

- ・児童が楽しく、安全に遊ぶことのできる運動場となるよう配慮する。
- ・運動や観覧に適した形状となるよう配慮する。
- ・可能な限り、広いスペースを確保する。
- ・近隣への砂埃や維持管理面に配慮し、芝張りの検討をする。暗渠排水は設ける。
- ・防球ネットを整備し学校周囲に配慮する。

3 防犯について

- ・防犯安全性が確保されるよう配慮する。
- ・敷地周囲に囲障を整備し防犯に配慮する。
- ・防犯上、地域住民の目が期待できるよう配慮する。
- ・学校内の見通しを良くし、なるべく死角を作らないよう配慮する。
- ・カメラ付インターホン、オートロック、防犯カメラ、非常通報システムを整備する。

4 安全について

- ・学校施設における事故防止に配慮する。
- ・屋上、階段、窓等からの落下事故が起こらないよう配慮する。
- ・福祉のまちづくり条例を遵守し、バリアフリーに配慮する。
- ・水害や震災時など災害時の避難所となることから防災機能の強化を考慮しを設置する。

5 環境配慮について

- ・採光、通風、施設配置等に配慮し空調設備・照明設備等にできるだけ頼らない施設とする。
- ・直射日光を遮るための庇、およびバルコニーを設置する。
- ・窓については、複層ガラス、フィルム等を用いて断熱化に配慮する。
- ・省エネルギー化を図り、自然エネルギーを活用する。
- ・太陽光発電設備、雨水利用施設、地熱利用設備を導入する。
- ・照明機器はLED等を考慮する。
- ・既存の樹木は可能な限り残す。または移設する。
- ・緑豊かで、緑を感じることのできる施設とする。
- ・周辺地域、環境との調和を考慮した緑化計画に配慮する。
- ・緑化計画について、維持管理面も配慮する。

- ・環境学習を行うことのできる施設・設備を整備する。
- ・汚れにくい、壊れにくい、清掃がしやすい等、維持管理の容易な施設とする。
- ・維持管理を低減できる施設とする。

6 設備について

- ・原則、居室には冷暖房設備を設置する。
- ・各階に手洗い・歯磨き等ができるスペースを設ける。
- ・人荷用兼車椅子対応の機械室レスエレベーター(定格積載量1,350kg・20人乗)を設置する。
- ・屋外夜間照明設備は学校周囲を配慮し配置計画を行う。

7 その他の施設について

- ・留守家庭児童会施設(青い鳥教室)の施設・設備を整備する。
- ・屋外倉庫、屋外便所、自転車置場、遊具、外構等の施設・設備を整備する。